

# **ごみの出し方 ハンドブック**

**令和6年9月**

**養老町役場住民福祉部住民環境課**

# 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| はじめに .....                     | 1  |
| 廃棄物とは .....                    | 2  |
| ごみ集積場での分別収集.....               | 3  |
| ごみを直接処理場へ持ち込む場合.....           | 7  |
| 南濃衛生施設利用事務組合<br>（清掃センター） ..... | 8  |
| 西南濃粗大廃棄物処理組合<br>（粗大センター） ..... | 9  |
| 一般廃棄物最終処分場.....                | 10 |
| 減免措置 .....                     | 11 |
| 収集できないごみ、<br>処理場へ持ち込めないごみ..... | 12 |
| 一般廃棄物収集運搬許可者.....              | 14 |
| その他 .....                      | 15 |

## －資料編関係－

- ・ 個人の直接搬入（持ち込み）に限り受入可能なもの 【清掃センター】
- ・ 粗大廃棄物として投入出来る物 【粗大センター】
- ・ 建設廃材投入許可申請をされる方へ 【養老町役場】
- ・ 資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」をご利用ください
- ・ ごみ一覧表（日本語・英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語）

# はじめに

養老町では、現在「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成 29 年度～令和 8 年度)」に基づきごみの排出抑制や資源化を進めるなど、処分されるごみの減量化に取り組んでいます。また、拠点による分別回収や不法投棄への対応など、排出されたごみの適正処理の推進をしています。

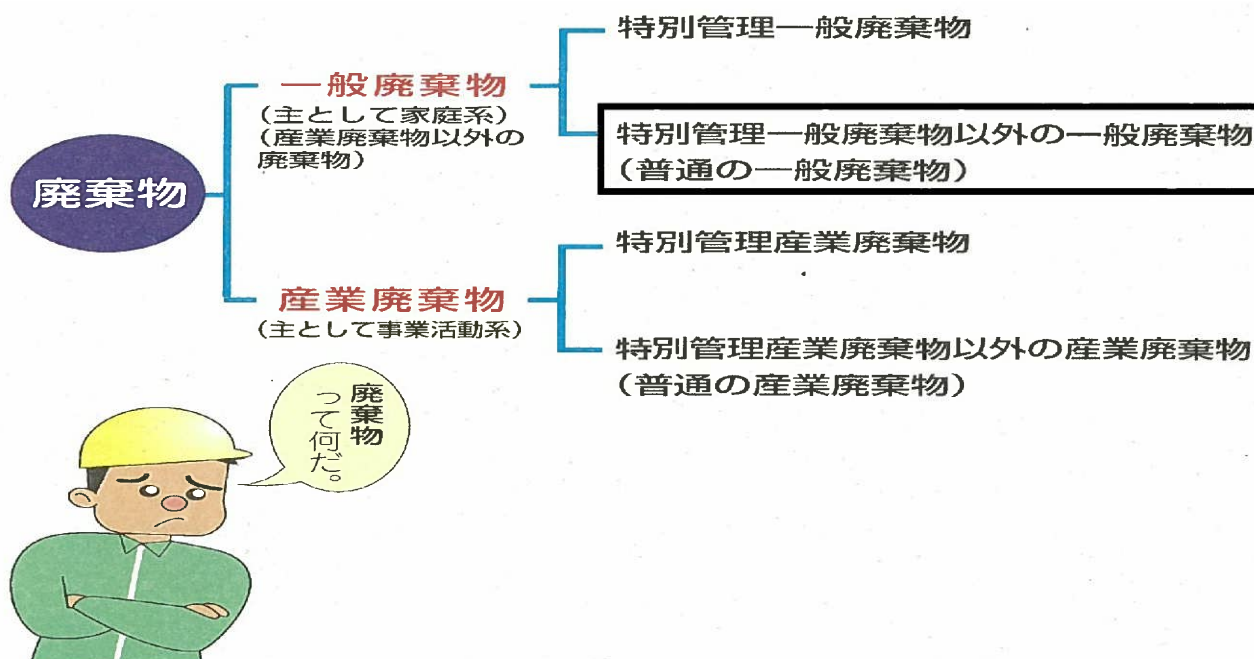
生活するうえで、切っても切れない関係にあるごみの問題については、ごみを出される方、一人ひとりの意識による部分が多く、行政での取り組みはもちろんのこと、町民の皆様のご協力が必要とされています。

地域の身近なコミュニティである自治会(区)の皆様には、この「ごみの出し方ハンドブック」を参考としていただき、町民協働でごみの減量化と適正処理を進めていければと思います。どうかよろしくお願いします。

# 廃棄物とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では「廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液体のものをいう」と定義され、所有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができない不要になったものをいいます。

廃棄物には、大きく一般廃棄物と産業廃棄物があり、それぞれ特別な管理が必要なものとそうでないものとに分類されます。町で取り扱うごみは、特別な管理を必要としない一般廃棄物です。



※特別管理一般廃棄物以外の廃棄物(普通の一般廃棄物)が「町で取り扱うごみ」です。

なお、産業廃棄物とは、事業ごみ全てをいうのではなく、ごみの種類と事業の種類で判断されます。たとえば、農業事業に伴うビニールや、農機具、あぜあみなどは産業廃棄物になります。

- 全ての業種における事業ごみが産業廃棄物となるもの  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず  
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、煤塵、  
その他産業廃棄物を処分するために処理したもの
- 特定の業種における事業ごみが産業廃棄物となるもの  
紙くず (建設業、出版業、製本業など)  
木くず (建設業、木製品の製造業など)  
繊維くず (建設業、繊維工業など)  
動植物性残渣 (食料品製造業、医薬品製造業など)  
動物系固形不要物 (と畜場や食鳥処理場での固形状の不要物)
- 畜産農業に係るもの  
動物のふん尿、動物の死体

## ごみ集積場での分別収集



一般家庭から出るごみについて、ごみ集積場での収集を行っています。ごみを出すときには様々な注意点があります。自治会(区)で周知いただきますようお願いいたします。

### <共通事項>

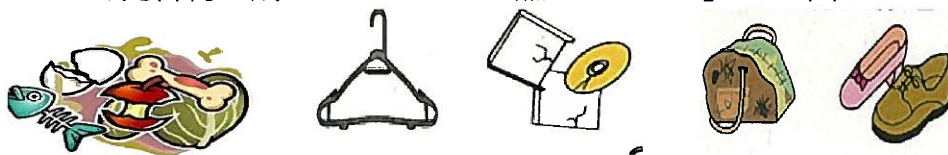
- ・ごみカレンダーに記載された収集日「当日の午前8時まで」に(収集日の前日に出すことはできません)決められた集積場、決められた日、決められたごみを出してください。
- ・指定ごみ袋やごみ処理券には、「住所又は行政区名・氏名・品目名等」を記入してください。
- ・収集は、午後4時頃までに終わることを想定しています。ごみがなかなか回収されない場合でもその日のごみの量や交通状況などにより収集が遅れることもあるため、午後4時まではお待ちください。もし、それ以降に残っている場合には、住民環境課までご連絡願います。

### <燃やせるごみ(生ごみ含む)>

- ・指定のごみ袋に入れ、袋の口をしばってください(テープで口を留めるなどはしないでください)。
- ・台所ごみは、水切りをしてから袋に入れてください。
- ・天ぷら油等は紙・布等に浸してごみ袋に入れてください。
- ・布団、じゅうたんなどは50センチに切断して、指定袋に入れて出してください。
- ・薄い布状、ひも状等のものは、50センチに切断して、材質に応じて燃やせるごみに出してください。
- ・剪定枝は直径6センチ以内に限り50センチに切断し、指定袋に入れて出してください。
- ・ビニールやゴム製品は燃やせるごみとして出してください。



プラマークのないもの、又はプラマークがある製品でも、汚れがあったり・汚れのとれないもの、内容物が残っているものは「燃やせるごみ」として出してください。



### <燃やせないごみ>

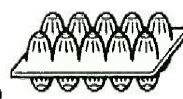
- ・指定のごみ袋に入れ、袋の口をしばってください(テープで口を留めるなどはしないでください)。
- ・ペンキなどの缶、油脂類の缶は中身を空にして出してください。
- ・スプレー缶、エアゾール缶などは使い切ってガスを抜き、穴を空けて出してください。
- ・スプレー缶(ガス・塗料)、エアゾール缶やガスボンベは、ガスを抜いたうえで穴を空けて、プラスチック部分を取り外して「燃やせないごみ」として出してください。空きカン(資源化物)の日に出不さないでください。



### <プラスチック製容器包装(資源化物)>

- ・プラマーク(リサイクルマーク)のある製品のみを入れて出してください。
- ・汚れのあるものは水でそそぐなど、きれいに洗って乾燥させて出してください。
- ・中身を使い切って出してください

※洗えないもの、内容物を完全に除去できないものは「燃やせるごみ」で出してください。



プラマーク

※小売店・ご自宅にある「ビニール・プラスチック類ごみ袋」は、「プラスチック製容器包装」の回収袋としてのみ使用できます。排出抑制・ごみ資源化促進を図るため、それ以外の袋「燃やせるごみ又は燃やせないごみ」の袋としての代用はできません

### <陶磁器類等>

- ・陶磁器類ごみの日(有害ごみの日)に出してください。
- ・割れた壺や植木鉢又は茶碗や湯呑み、蛍光灯、体温計、温度計、なども有害ごみの日に出してください。

※LED製品、ガラス製品(コップ、耐熱ガラス製の皿)は陶磁器類ではありません。燃やせないごみの日に出してください。

※タイル、瓦は建設廃材となるため集積所での回収はできません。一般廃棄物最終処分場(陶磁器類、がれき類)へ直接搬入してください。(10ページ参照)



### <粗大ごみ>

・粗大ごみを収集する場合は収集委託先に直接、お電話をしていただき収集日・収集場所を決めてから出してください。

・粗大ごみ処理券を貼ってください(処理券は1点1枚です)

詳細は収集業務先でお尋ねください。

・木材などについては、太さ20センチ以内のものは長さ1メートル以内、太さ20センチを超えるものは長さ20センチ以内にして出してください。



※粗大シールの販売は、町内コンビニエンスストア・小売店又は町役場で販売しています。

収集業務先  
運搬

町シルバー人材センター

粗大ごみ収集専用ダイヤル 0584-32-1166

営業日:午前9時～午後5時(休日・祝祭日と年末年始除く)

### <空きカン(資源化物)>

- ・集積場に設置された回収BOXに直接入れてください。

- ・缶詰のふたは、材質表示が不明な場合は燃やせないごみに出してください。
- ・ボトルタイプ缶は、ふたも一緒に出しても構いません。

### <空きビン(資源化物)>

- ・集積場に設置された回収BOXに直接入れてください。
- ・無色透明、茶色、その他の色に分別して出してください。
- ・飲料用ビン、食品ビンなど、口に入るものが入っていたビンのみ出してください。
- ・何が入っていたビンか確認できるよう、割らずに出してください。割れたものは「燃やせないごみ」に出してください。
- ・プラスチックキャップは、できるだけ取り除いて「プラスチック製容器包装」か「町公共施設の拠点回収先」に出してください。
- ・化粧品のビン、薬ビン(劇薬、口に入らないもの)、ほ乳瓶(耐熱ガラスのため)などは「燃やせないごみ」に出してください。



### <発泡スチロール・トレイ(資源化物)>

- ・集積場に設置された回収BOXに直接入れてください。
- ・汚れて落ちないものや発泡ビーズは「燃やせるごみ」に出してください。
- ・電化製品の緩衝材は1辺50センチ以内に割って出してください。
- ・シールや持ち手のひもは、必ず取り除いてください。
- ・ラベルやラップは取り除いてください。
- ・汚れなどは水でそそぐなど、きれいに洗って乾燥させて出してください。

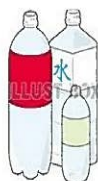


### <ペットボトル(資源化物)>

- ・集積場に設置された回収BOXに直接入れてください。
- ・ビニール袋やダンボール箱など、回収容器以外のものに入れてある場合は収集しませんのでご注意ください。
- ・ペットボトルの表示(1PET・リサイクルマーク)があるもののみ出してください。(醤油、ソース、みりんなどは違う場合があります。)
- ・異物が入っていないか確認できるよう、また、ペットボトルかどうかを確認できるよう、つぶしたり切ったりせず出してください。
- ・ペットボトルのラベルは簡単にはがれるようになっていますので「プラスチック製容器包装」に入れて出してください。
- ・汚れなどは水でそそぐなど、きれいに洗ったうえで乾燥させて出してください。
- ・プラスチックキャップは、できるだけ取り除いて「プラスチック製容器包装」か「町公共施設の拠点 回収先」に出してください。



1PETマーク



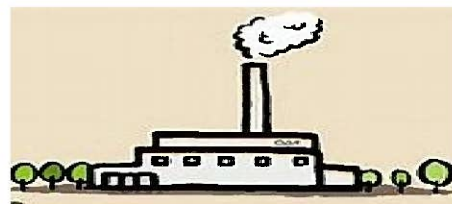
### ＜小型家電＞

- ・主な対象品目は、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、ゲーム機などです。  
※リチウムイオン電池が入っている品目は小型家電として搬入してください。
- ・役場ロビーに設置された回収ボックス、または福祉センター及び各自治会館の職員にお渡しください。
- ・個人情報等は事前に消去してください。一度回収したものは返却できません。  
※10cm×30cm以内の製品のみ回収可能です。大きいものは燃やせないごみで出してください。
- ※乾電池・バッテリー・袋は回収できません。

### ＜リチウムイオン電池等＞

- ・乾電池、ボタン電池は有害ごみとして出すか、役場ロビー、福祉センター及び各自治会館に設置された廃乾電池回収ボックス(黄色)へ入れてください。
- ・リチウムイオン電池やモバイルバッテリー等は、役場ロビー、福祉センター及び各自治会館に設置されたリチウムイオン電池等回収箱(青色)へ入れてください。
- ※豆球、ナツメ球は燃やせないごみとして捨ててください。  
ライター等はガスを使い切り、分解して、燃やせるごみ、燃やせないごみに分別し捨ててください。分解できないものは燃やせないごみとして出してください。

# ごみを直接処理場へ持ち込む場合



町内の家庭で引っ越しの際などに大量に出るごみや、町内の事業所から出るごみ(産業廃棄物を除く)を直接処理場へ持ち込むことができます。

持ち込む際には、役場で許可申請が必要です。なお、申請と処理場への搬入は、必ずごみを出す方自身が行ってください。一般廃棄物収集運搬業の許可のない第三者に依頼することはできません。また、処理場では係員の指示に従ってください。

<ごみの持ち込み先>

※施設に持ち込みできるのは、「一般廃棄物に限ります」

## (燃やせるごみ)

- ・紙類、ビニール類
- ・プラマークのないプラスチック類
-  プラマークはあるが、汚れのあるものも含みます
- ・布団、カーペット(電気カーペットは不可)、畳など

## (資源ごみ)

-  プラマークのあるきれいなプラスチック類
- ・新聞、チラシ、ダンボール、雑誌、発泡スチロール、トレイ
- ・木材、陶磁器類(割れていないもの) など
- ・ペットマークのペットボトル



## (処分先)

南濃衛生施設利用事務組合  
(清掃センター)  
養老ドリームパーク

－ 詳細は 8 ページ －  
【資料編】でも確認できます。

## (燃やせないごみ)

家電(テレビ、クーラー、洗濯機、冷蔵庫等を除く)  
粗大ごみ、ガラス類、有害ごみ、石膏ボード など  
木材 太さ20センチ以内のものは長さ1メートル以内  
太さ20センチを超えるものは長さ20センチ以内  
※ 粗大ごみには、指定ごみ袋に入らない家具などの可燃物のものも含みます。

## (処分先)

西南濃粗大廃棄物処理センター  
(粗大センター)

－ 詳細は 9 ページ －  
【資料編】でも確認できます。

## (がれき類)

瓦、レンガ、コンクリート、廃土  
ブロック、タイル、陶器類  
花瓶、鉢  
食器類 など

## (処分先)

一般廃棄物最終処分場  
・弥八池(田)  
・祖父江

－ 詳細は 10 ページ －  
【資料編】でも確認できます。

# 南濃衛生施設利用事務組合(清掃センター)

## 許可申請の場所

- ・養老町役場 住民環境課(Tel0584-32-1104)

## 申請のしかた

- ・町の職員が搬入できるものかを確認し、許可証を発行します。その後、処理場へ搬入してください。  
(ただし、運転免許証など、住所を証明できるものの提示が必要です。)

## 許可期間

- ・当日のみ(原則)

## 搬入時間

- ・土日祝日及び年末年始を除く午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

## 処理場の所在地及び連絡先

- ・養老郡養老町有尾 730 番地  
南濃衛生施設利用事務組合(清掃センター)  
(Tel0584-37-2023)

## 持ち込む際の注意事項

- ・直接持ち込む場合は、指定ごみ袋に入れる必要はありません。
- ・直接持ち込む場合は、布団・カーペット・畳などを切断する必要はありません。
- ・金属など不燃物がついているものは、分別して可燃物のみを搬入してください。
- ・農業で使用したマルチ・ポットなどは、産業廃棄物ですので搬入できません。農協などにご相談ください。

## 処分手数料(処理場にて計量)

- ・燃やせるごみ
  - 100kg まで 2,000 円
  - 100kg 以上、10kg 毎ごとに 200 円加算
- ・資源ごみ(廃タイヤ、陶磁器類、木材など)
  - 100kg まで 1,000 円
  - 100kg 以上 10kg 毎ごとに 100 円加算
- ・資源ごみ(上記以外) 一部有料です  
(住民環境課又は清掃センターに直接ご確認ください)

# 西南濃粗大廃棄物処理組合(粗大センター)

## 許可申請の場所

- ・養老町役場 住民環境課(Tel0584-32-1104)

## 申請のしかた

- ・町の職員が搬入できるものかを確認し、許可証を発行します。その後、処理場へ搬入してください。
- (ただし、運転免許証など、住所を証明できるものの提示が必要です。)

## 許可期間

- ・当日のみ(原則)

## 搬入時間

- ・土日祝日及び年末年始を除く午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

## 処理場の所在地及び連絡先

- ・養老郡養老町有尾 663 番地  
西南濃粗大廃棄物処理組合(粗大センター)  
(Tel0584-37-2103)

## 持ち込みできないものの例

- ・柱など、建築廃材(シャッターを含む)(解体業者に処理を依頼)
- ・ボイラーなど、業者が取り外した物(取扱業者に処理も依頼)
- ・ふろおけなど、業者が取り外した物(取扱業者に処理も依頼)
- ・自動車部品(ハンドル、エアロパーツ、バンパー、シート、マフラーなど)は、個人取り替えでも持ち込みできません。ただし、カーステレオやキャリアーなど後付用品や、チェーンなどの附属用品は持ち込みできます。
- ・ピアノ、プロパンガスボンベ、消火器、オートバイ、ミニバイク、焼却灰など(購入業者などに引き取りを依頼してください)
- ・草刈機以外の農機具(購入業者などに引き取りを依頼してください)
- ・あぜなみ(農協などに処理を依頼してください)

## 処分手数料(処理場にて計量)

- 100kg まで 1,000 円
- 100kg 以上、10kg 毎ごとに 100 円加算

# 一般廃棄物最終処分場(陶磁器類、がれき類)

一般家庭から出るもので、本人が持ち込む場合に限り搬入できます(事業所や事務所、工場からのものは不可)。搬入場所は曜日指定をしています。搬入方法、搬入可能日、搬入物などについて、詳しくは住民環境課へお問い合わせください。

## 許可申請の場所

- ・養老町役場 住民環境課(Tel0584-32-1104)

## 申請のしかた

- ・搬入するごみを車に積み込んでお越しください。町の職員が搬入できるものかを確認し、許可証を発行します。その後、処分場へ搬入してください。  
(ただし、運転免許証など、住所を証明できるものの提示が必要です。)

## 申請者

- ・申請者は、廃棄物が発生した所在地の住民の方(施主人又は世帯員)に限られます。  
また、委任状等代理申請の場合でも、世帯員の関係者(親子兄弟)に限られます。  
※ 収集運搬業者による代理申請を認めていましたが、廃棄物の適正処理を図るため運用方法をあらためます。

## 許可期間

- ・当日申請、当日のみの許可(原則)

## 許可時間及び搬入先指定日

- ・午前9時から午後4時まで (休日、祝祭日及び年末年始除く)  
一般廃棄物弥八池(田)処分場 木曜日・金曜日  
一般廃棄物祖父江処分場 月曜日・火曜日

## 処分場の所在地

- ・一般廃棄物弥八池(田)処分場 養老町田 1485 番地  
・一般廃棄物祖父江処分場 養老町祖父江 2312 番地

## 持ち込む際の注意事項

- ・おおむね1辺40センチぐらいに破砕してください。
- ・鉄筋、紙、塩ビ管など、異物は必ず取り除いてください。
- ・廃棄物発生 of 所在地を町職員が確認することがあります。  
(廃棄物区分の明確化のため)
- ・受け入れできないものを処分した場合は、速やかな撤去を指示します。

## 処分手数料(運搬車両から算定)

|        |          |
|--------|----------|
| 軽トラック  | 1,030 円  |
| 1t 車   | 2,610 円  |
| 1.5t 車 | 5,220 円  |
| 2t 車   | 5,220 円  |
| 3t 車   | 7,830 円  |
| 3.5t 車 | 10,440 円 |
| 4t 車   | 10,440 円 |

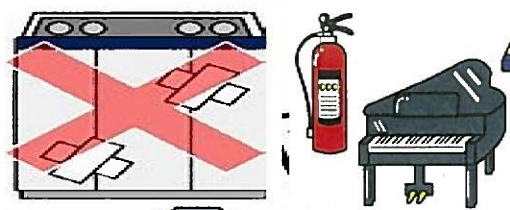
## 減免措置

火事・風水害・地震等や生活保護受給者の方については、被害のあった施主人又はご家族等で廃棄されるものを分別された場合に限り、減免措置を受けることができます。

しかし、解体業者などにその業務を委託した場合は、減免措置含めて一般廃棄物処理施設（清掃センター、粗大センター、一般廃棄物最終処分場）への受け入れが原則できなくなります。

詳しくは、住民環境課へお問い合わせください。

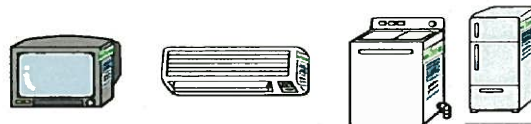
## 収集できないごみ、 処理場へ持ち込めないごみ



### 《家電 4 品目》

テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫については、下記のいずれかの方法で出していただくようお願いします。

#### 収集運搬する方法



①買い替えた店、昔買った店に依頼する。

※リサイクル料金もあわせて請求され、郵便局へ行く必要がない場合が多い。

②町の許可業者(→14 ページ)にも依頼できます。

※予め郵便局でリサイクル料金(メーカーにより異なる)の支払いが必要です。

機器の取り外しはしてもらえません。

③直接自分で運ぶ。

※予め郵便局でリサイクル料金(メーカーにより異なる)の支払いが必要です。また、役場での引き取りもしていますので、その製品とリサイクル料金支払いの領収書を持参ください。

それ以外の手段として、直接処理場で持ち込むことができますがその場合、家電メーカーにより運ぶところが異なります。詳細は下記を参照にしてください。

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター

<http://www.rkc.aeha.or.jp/>

電話番号 0120-31-9640

#### リサイクル料金の例 (リサイクル料金は目安となります 2024 年4月現在)

| 対 象 品 目                |             | リサイクル料金 (消費税込み) |
|------------------------|-------------|-----------------|
| テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ有機EL) | 画面サイズ15型以下  | 1,320 円～3,100 円 |
|                        | 画面サイズ16型以上  | 2,420 円～3,700 円 |
| 冷蔵庫<br>冷凍庫             | 容量170リットル以下 | 3,740 円～5,599 円 |
|                        | 両量171リットル以上 | 4,730 円～6,149 円 |
| 洗濯機・衣類乾燥機              |             | 2,484 円～3,310 円 |
| エアコン(室外機含む)            |             | 990 円～9,900 円   |

※メーカーにより異なりますのでご注意ください

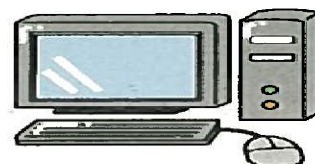
## 《パソコン》

デスクトップ型(本体)、ノートブック型、ブラウン管(CRT)式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、ディスプレイ(CRT 又は液晶)一体型のパソコンについては、下記の方法で出していただくようお願いいたします。

ただし、プリンターなどの周辺機器、ワープロ専用機、PDA、ワークステーション、サーバーなどは対象となりません。主に「燃やせないごみ」か小型家電製品として町公共施設の拠点回収先に出してください。

### 手続き方法

- ①使用済みとなったパソコンのメーカー受付窓口へ回収を申し込んでください。詳しくは下記を参照してください。



一般社団法人パソコン 3R 推進協会

<http://www.pc3r.jp/>

電話番号 03-5282-7685

- ②平成 15 年 9 月までに販売されたパソコンについては、PC リサイクルマークが付いていないため、事前に回収再資源化料金を支払う必要があります。メーカーに回収を申し込むと振替用紙が送付されてきますので、郵便局などでお支払いください。支払い後、数日するとエコゆうパックの専用伝票が送られてきますので、梱包したパソコン(袋など、簡易な梱包でも構いません)の見やすい場所に貼り、郵便局に持ち込んでください。
- ③PC リサイクルマークの付いているパソコンは、メーカーに回収を申し込むと、すぐにエコゆうパック伝票が送られてきますので、梱包したパソコン(袋など、簡易な梱包でも構いません)の見やすい場所に貼り、郵便局に持ち込んでください。

※PC リサイクルマークがはがれた場合や、リサイクル券を間違えて購入した場合などは、一般社団法人パソコン 3R 推進協会にお問い合わせください。

※自作パソコンや、メーカーの倒産等でリサイクルの実施主体が無い場合は、一般社団法人パソコン 3R 推進協会に回収を申し込んでください。(PC リサイクルマークの付いているパソコンでも、メーカーが倒産している場合は、別途回収資源化料金を支払う必要があります。)

## 《消火器》

リサイクルシールが貼付された消火器は専門業者が回収しています。

平成22年以降に製造された消火器には、あらかじめリサイクルシールが貼付されていますが、それ以前に製造されたものは、リサイクルシールを購入して貼付する必要があります。

詳細は下記までお問い合わせください。

消火器リサイクル推進センター <http://www.ferpc.jp/>

電話番号03-5829-6773

## 一般廃棄物収集運搬許可者

町内から発生する一般廃棄物で、町が実施する収集に出せず、直接搬入する手間もない場合は、町の許可業者に委託することができます。委託することができる業者は次の4社です。

- ・株式会社 辺省 (住所:養老町蛇持426番地)
- ・サトマサ株式会社 (住所:愛知県津島市東柳原町1丁目26番地)
- ・株式会社野々村商店 (住所:岐阜市則松2丁目157番地)
- ・養清興業株式会社 (住所:養老町石畑351番地1)



## その他



### 《不法投棄の通報》

不法投棄をしている現場を見つけたら、場所、物、車のナンバー、会社名など、分かる範囲で養老警察署(電話番号 34-0110)へ通報してください。

既に不法投棄をされている現場を発見した場合は、公共の土地であれば土地の管理者(管理する機関または部署)までご連絡ください。

なお、私有地に投棄された物は、町では処理できず、その土地の所有者が処理することになります。そのため、土地の所有者に対して、草刈りをこまめに行う、ロープを張るなどの不法投棄をされない環境作りや対策を指導してください。

また、道路に面した場所でよく不法投棄される場所がある場合には、区長等の申請により、不法投棄防止の啓発看板を支給しています。

### 《資源ごみの持ち去り防止や通報、不用品回収の違法性の周知》

皆様が集積場所に出されたごみ(主に家電や金属類)を無断で持ち去る業者などが増えています。また、『無料回収』とうたい、チラシを投函するなどして不用品回収を行う業者もあります。こうした業者が回収したごみは、換価性のある部品のみが取り外され、残った部分が不法投棄されたり、フロンの回収や有害物質の飛散防止が行われずに、不適正な処理がされるなどの問題が懸念されています。また、『無料』と宣伝しながら、回収後に料金を請求される場合もあります。地域の皆様がこうした業者を利用することのないよう、違法性の周知をお願いします。



### 《地域活動における資源回収について》

ごみの資源化、減量化を促進するため地域の自治会(区)、子供会、PTA、各種団体などを通じて資源回収活動を実施しています。いらなくなった、使わなくなったものなどは資源回収へ出してください。資源回収日等については、お住まいの地域、学校等でお尋ねください。

(資源回収品目)

紙類(新聞・雑誌・段ボール・雑紙) 繊維類(衣料・古着・ボロ布) 飲料紙パック アルミ缶





# 【資料編】

# 養老ドリームパーク（清掃センター）

清掃センター  
問い合わせ先  
TEL 37-2023

## 個人の直接搬入（持ち込み）に限り受入可能なもの

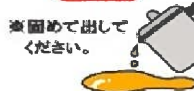
養老ドリームパーク（清掃センター）に直接搬入（持ち込み）される場合の受入れが一部変更になりましたのでご協力ください。※搬入日時は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）までの午前8時30分から午後4時まで。

### 燃やせるごみ ※1



※水をよく切ってください

#### 生ごみ



※固めて出してください。

#### 天ぷら油など



※汚物を取除いてください

#### 紙おむつ



※チャック・ボタなどの金属類は取除いてください。

#### 革製品



紙くず



合成紙 感熱紙



紙コップ

#### 資源化できない紙



※太さ6cm 長さ1.8mまで

#### 木くず・剪定枝

### プラスチックなど



カセットテープ



汚れの落ちない食品の包装容器



※ボリタンクは受入れできません。



写真・フィルム



CD・DVD 及びケース



※ボリタンクは受入れできません。

※農業用ビニール・プラスチックは受入れできません。

### 資源化物（きれいな物に限る）



（新聞・チラシは同梱でOK）

#### 新聞・チラシ ※3



#### 段ボール ※3



（カタログ・パンフレット・週刊誌・書籍）

ノートなど冊子になっているもの

#### 雑誌・雑がみ ※3



紙製容器

紙製手提げ袋・メモ用紙・ハガキ

封筒・名刺・包装紙・菓子箱など



※ラベル・紐・シール・テープを取りのぞいてください。

#### 発泡スチロール ※3



※ぬいぐるみ、枕、和服・毛皮、縫入りの衣服（ダウンジャケットなど）は燃やせるごみに出してください。

#### 古布類 ※3



※中身を空にして洗って出してください。

#### かん ※3



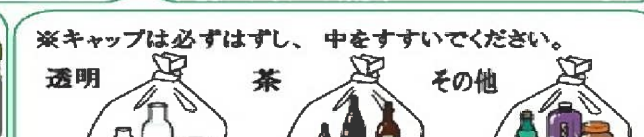
（ラベル・紐・シール・テープを取りのぞいてください。）

#### プラスチック製容器包装 ※3



※キャップ・ラベル・シールをとり、中をすすいでください。

#### ペットボトル ※3



※キャップは必ずはずし、中をすすいでください。

#### びん ※3



※食器類（茶碗・湯飲み・皿など）割れていないものに限りです。

※耐熱製品（土鍋・植木鉢・便器・灰皿）などは受入れできません。

#### 陶磁器類 ※2



※タイヤ・普通車サイズに限ります。（直径70cm以下）

（ホイール付きも可）※スバタイヤ及びホイールのみは受入れできません。

#### 廃タイヤ ※2



※太さ6cm 長さ1.8mまで

※釘などの金属の付いているものは受入れできません。

※竹は長さ20cmまで

#### 木材など ※2

### 直接搬入の場合は、切断する必要はありません。

※収集ごみに出す場合は、50cm角に切って指定袋に入れて出してください。



※チャック・ボタなどの金属類が付いている場合は取り外してください。

#### ふとん・カーペット ※1



#### たたみ ※2

### 分別されていないごみは収集も直接搬入もできません。

分別されていないごみは搬入できません。分別することによって、大切な資源となります。ごみ分別にご協力ください。



### リチウムイオン電池・電池使用製品は収集も直接搬入もできません。



リチウムイオン電池・電池使用製品は火災の原因となり搬入できません。お住まいの市町のごみ捨てルールに従って、処理をお願いします。



### ☆持ち込み☆ 料金

|    |        |                |
|----|--------|----------------|
| ※1 | 2,000円 | (1kg～100kg迄)   |
|    | +200円  | (101kg～、10kg毎) |
| ※2 | 1,000円 | (1kg～100kg迄)   |
|    | +100円  | (101kg～、10kg毎) |
| ※3 | 0円     |                |

### 申請先 (32-1104) 養老町役場 住民環境課

※燃やせないごみ、搬入しめは四用蓋搬入センターへの搬入になります。（申請書が必要です）

※2のごみは各市町の窓口で投入許可申請必要。 ※3のみの場合は申請不要（ただし、住所の証明できるものを提示願います）。

## 1. 粗大廃棄物として投入出来る物【種 類】

### ア. 粗大廃棄物（産業廃棄物を除く）

| 分 類       | 例 示                                                               |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|
| 家 電 製 品 類 | 電子レンジ、掃除機、扇風機、食器洗い機、AV機器、ミシン、マッサージチェア、エレベーター、空気清浄機、オイルヒーター、パソコン 等 |
| 金 属 製 品 類 | 自転車、車椅子、スチール棚、ガスコンロ、石油ストーブ、物干し竿、天気温水器、流し台、金庫、草刈機、リヤカー 等           |
| 木 製 品 類   | タンス、食器棚、テーブル、椅子、ソファ、ベッド、木目・杵、ふすま・障子、サイドボード、こたつ、スプリングマットレス、仏壇 等    |
| そ の 他 類   | ベビーカー、チャイルドシート、スーツケース、テント、ウレタンマット、シート、スポーツ器具、畳、タイヤ(自家用車)、バッテリー 等  |
|           | その他、粗大廃棄物と認められるもの                                                 |

### イ. 不燃物（産業廃棄物を除く）

| 分 類           | 例 示                             |
|---------------|---------------------------------|
| び ん 類         | 花瓶、薬品びん 等（資源ごみを除く）              |
| か ん 類         | スプレー缶、一斗かん、塗料缶 等（資源ごみを除く）       |
| 金 属 類         | 鍋、フライパン、包丁、針金ハンガー、傘 等           |
| ガ ラ ス 類       | 板ガラス、ガラス食器、鏡、耐熱ガラス 等            |
| プ ラ ス チ ッ ク 類 | 衣装ケース、生活用品、散水ホース、玩具 等           |
| 有 害 ご み 類     | 乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計 等           |
| 小型電子機器類       | 携帯電話、携帯ゲーム機、デジタルカメラ、携帯音楽プレーヤー 等 |
|               | その他、不燃物と認められるもの                 |

## 2. 粗大廃棄物の大きさ

| 分 類   | 形 状                  | 寸 法                    |
|-------|----------------------|------------------------|
| 金 属 類 | 筒 状                  | 幅90cm 長180cm 厚0.2cm 以内 |
|       | 板 状                  | 幅90cm 長180cm 厚0.2cm 以内 |
| 木 類   | 家具・建具                | 幅100cm 長180cm 厚60cm 以内 |
|       | 丸太・柱                 | 直径20cm 長100cm 以内       |
|       | 剪定木・枝                | 直径20cm 長100cm 以内       |
|       | (注：寸法以上の物は切断等してください) |                        |

※投入ゴミの種類や大きさなど不明な場合は、お問い合わせ下さい。

【連絡先】 〒503-1277 岐阜県養老郡養老町有尾字下池663番地  
西南濃粗大廃棄物処理センター

TEL: (0584)37-2103

FAX: (0584)35-3789

## 一般廃棄物(がれき類等)搬入許可申請をされる方へ

●処分場・・・養老町田内地内弥八池 (木曜日・金曜日)

養老町祖父江地内祖父江 (月曜日・火曜日)

※水曜日と閉庁日(休日・祝日等)の搬入はできません。

●搬入時間・・・平日の午前9時～午後4時まで

(昼休み 正午～午後1時までは搬入不可)

●種類・・・瓦・コンクリート・廃土(藁・杉皮等を含むものは不可)

レンガ・ブロック・タイル・陶器類

※搬入できないものの具体例 木材・草・かべ土・石膏ボード

スレート瓦・アスベスト・灰 等

※ただし、コンクリート、ブロック等は1辺当たり40cmに破碎されたものに限りです。

※午後4時までに搬入出来なかった場合、投入代金は返還いたしません。  
翌日への持ち越しも出来ません。

### 【投入料金】

|       |         |
|-------|---------|
| 軽トラック | 1,030円  |
| 1 t 車 | 2,610円  |
| 1.5t車 | 5,220円  |
| 2 t 車 | 5,220円  |
| 3 t 車 | 7,830円  |
| 3.5t車 | 10,440円 |
| 4 t 車 | 10,440円 |

# 資源・ごみ分別アプリ

# さんあ〜る<sup>®</sup>

## 対応言語

日本語  
English（英語）  
簡体中文（中国語）  
tiếng việt（ベトナム語）  
Português（ポルトガル語）

for iPhone  
for Android

## 「資源やごみの分別方法や収集日に悩んだことはありませんか？」

資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は、分別方法を手軽に検索したり、資源やごみの収集日をお知らせする機能がついたアプリです。  
また、楽しく学べるクイズもあります。ぜひ、ご利用ください。



## 分別検索

- ・資源・ごみの品目名から、分別方法を検索できます。

## 資源・ごみ分別ガイド

- ・詳しい分け方・出し方や注意点を確認できます。

## 収集日カレンダー

- ・お住まいの地域を設定することで、収集日をカレンダー形式で確認できます。
- ・アラームで収集日を知らせる機能があります。

## 通知機能

- ・資源・ごみに関する情報を確認できます。

お問い合わせ 住民福祉部住民環境課

TEL 32-1104

## アプリのインストール



各ストアより「さんあーる」で検索し  
ダウンロードしてください  
右記のQRコードでもダウンロードできます



App Store  
からダウンロード

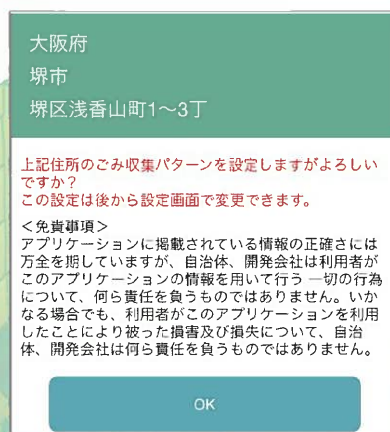


GET IT ON  
Google Play

## 初期（地区）設定



都道府県から住所を選択  
してください



選んだ住所を確認して「OK」  
をタップしてください

## 通知設定



「メニュー」→「設定」から

ごみ出し日の通知のON/OFFの設定と  
通知対象のゴミ及び通知時間の設定が  
可能です。

インフォメーション通知をONにするこ  
とで自治体からのお知らせをリアルタ  
イムで確認できます。